

福井市自立支援協議会 課題提起シート①

課題提起者名（所属）地域生活支援拠点事業事務局

課題	※「～が必要である。」という書き方にしてください。 強度行動障害を有する方が自宅以外での生活をするための居住先が見つからない。受入れ事業所がもっと必要である。
概要及び現状	【概要】 標記課題について支援体制を整えるため、令和元年度には実態調査を実施。支援者の育成・横のつながりが不足しているといった課題が上がったため、令和3、4年度と強度行動障害支援者学習・交流会を居宅支援部会（現：地域生活支援部会）で実施してきたが、以降は、「自立支援協議会としての継続的な地域課題」と位置付けられ、現在に至る。 【現状】 県主催の研修修了者の人材活用が望ましいといった案が出たが、個人情報開示困難といった県の回答により、研修修了者の実態把握は困難。地域生活支援拠点等事業（※1）による取組を開始している。 日中サービス支援型グループホーム（※2）が居住先候補として上がっているものの、支援の困難さもあり、十分な受け入れが出来ている現状にはない。
改善の方針	・ 支援スキルを有する人材の配置 → 県主催研修人材の活用 等 ・ 地域の理解促進 → スムーズな受け入れ体制の構築
具体的な取組内容	【取組内容】 地域生活支援拠点等事業（専門的人材の確保・養成）として、強度行動障害支援者研修を継続して実施する。 R8年度は7/16に第1回目を開催。講師を招いて強度行動障害についての講義を実施した。今年度は全4回開催予定で、今後は現場研修として、強度行動障害支援を実施している事業所で研修を行っていく。 【理由】 地域生活支援拠点等事業を活用し、講義と現場研修といった内容で実施することで支援スキルを有する人材を育成するため。
期待される効果	【効果】 市内の障害福祉サービス事業所に広く研修参加の募集を行った。参加希望のあった支援者を対象に、強度行動障害者の支援について知見を広めることができた。また、参加者が振り返りの時間を活用し気づきを得ることで、自身の支援に反映することができた。

(※1) 地域生活支援拠点等事業

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークを構築する事業である。本市では自立支援協議会を中心に協議した結果、地域の実情を踏まえ、令和4年度から「面的整備型」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）での体制づくりを進めることとなった。

(※2) 日中サービス支援型グループホーム

日中サービス支援型グループホームは、障がい者の重度化や高齢化に対応するため、日中も施設内で手厚い支援を受けられることを目的とした共同生活援助施設。

福井市自立支援協議会 課題提起シート②

課題提起者名（所属）福井市障がい者基幹相談支援センター

課 題	※「～が必要である。」という書き方にしてください。 医療機関でトラブルを起こしたことのある精神障害のある方が、福井市近郊の医療機関から受け入れてもらえない。受診が必要な状態になった時に継続的に受診できるよう、福祉と医療の連携が必要である。
概要 及び 現状	【概要】 ・統合失調症及びパーソナリティ障がいを持つ触法者。過去のトラブルから、福井市内に利用できる医療機関や福祉サービス事業所がない。また住居でもトラブルを起こし、住む場所もない。 ・通院は県外のオンライン診療にて、精神科の薬を処方してもらっているが、薬の効き目が強過ぎてコントロールができず、身体機能低下や褥瘡悪化、意欲の低下等の症状が見られる。 ・他の触法歴のある利用者についても、一旦は支援者同行で通院のみ受診可能となったが、支援者への暴力を契機に、今後の受診を拒否されている。 【現状】 ・身体的疾患（内科など）の治療については、救急搬送によって治療してもらえたこともあったが、現在は救急医療にも本人情報が共有されており、身体的疾患での受診も断られている。 ・保健所職員の尽力により、県内精神科医療機関1機関に受診できたが、その医療機関より「特例的対応であり今後は対応できない」旨の意向を伝えられている。
改善 の方針	・保健所での対応状況を確認する。 ・精神保健福祉士協会と連携を図る。
具体的 な取組 内容	・これまで各関係機関と協議を重ねてきたが、改善の難しい課題。保健所では、県内全ての精神科病院に依頼して受け入れ先を探している。 ・精神保健福祉士協会に対し、同様の課題があるか、対応方法などを確認していく。
期待 される	【効果】 ・今後同様の事例で本人・支援者が疲弊しないよう、情報共有や連携強化を図ることができる。

福井市自立支援協議会 課題提起シート③

課題提起者名（所属） 相談支援事業者連絡会

課題	※「～が必要である。」という書き方にしてください。 当事者の二次障害予防（※１）に向け、困りごとの軽減・就労選択のサポート体制が必要である。
概要及び現状	【概要】 ①二次障害または就労準備性（※２）に課題のある 20 代など若い方が障害福祉サービス（特に就労継続支援 B 型（※３））に繋がるケースが増えている（最終学歴は 4 年制大学、公立高校など様々）。 ②令和 8 年 4 月、公立中学校から通信制高校へ入学した児童の移行支援会議を開催した。 【現状】 ・日々の業務の中で「通信制高校の入学希望者が増えている」「特性のある児童が増えている」と感じている。（移行支援会議をした通信制高校は、入学者数が昨年度対比約 5 倍であった。） ・通信制高校の職員から「（高校側が）福祉についての理解ができていない」という声を聞く。（福祉と連携を図ることには協力的な姿勢を感じる。） ・通信制高校では、面接での応対や履歴書の書き方などの支援はあるが、その他にどの程度就職に向けた支援があるのかは分からない。
改善の方針	・通信制高校と障害福祉分野の間でお互いを知る機会を作る。 ・今後、通信制高校と連携していく仕組みを作る。
具体的な取組内容	【取組内容】 ・就労支援部会主催の合同説明会（9/26）の開催案内の機会を用いて、通信制高校への自立支援協議会及び障がい福祉サービスの周知を個別に実施していく。 ・就労支援部会と相談支援事業者連絡会での情報共有・連携の場を構築する。
期待される効果	【効果】 ・当事者が進路を検討する上での選択肢が広がる。 ・教育と福祉の連携により、卒業後の進路選択や通信制高校を利用していく中での困り感や不安感を共に考えていく事ができ、二次障害の予防につながる。

(※１) 二次障がい

元々ある障がいが原因となり、別の障がいを発症すること。元々ある障がいについて、治療などで適切な対応が取られなかったり、あるいは、その障がいがあることの大変さ、困難さが周囲の方々に理解されなかったりということなどが蓄積された場合、そもそもの障害とは別の情緒や行動面への二次的な問題が引き起こされる可能性がある。

(※２) 就労準備性

働くために必要な心身の状態や生活スキル、対人関係能力などの基礎的能力のこと

(※３) 就労継続支援Ｂ型

障がいや難病のある人が利用できる障害福祉サービスのひとつ。障がいや年齢、体力などの理由から、一般企業などで雇用契約を結んで働くことが難しい方に対して、就労の機会や生産活動の場を提供する。就労継続支援Ｂ型に通うと、働くために必要な知識や能力向上のための訓練を受けることができるほか、生産活動に対する対価として「工賃」を受け取ることができる。

福井市自立支援協議会 課題提起シート④

課題提起者名（所属） 委託ミーティング

課題	※「～が必要である。」という書き方にしてください。 同行援護（※１）のガイドヘルパー（※２）が少なく、ヘルパーも高齢化している。利用を希望している方にサービスが提供されるようヘルパー不足の解消が必要である。
概要及び現状	【概要】 サービス等利用計画では同行援護を利用することになっているが、ガイドヘルパーが少ないため利用ができなかったり、ヘルパーの高齢化で夕方の方の暗くなる時間帯の利用や、長く歩く支援ができなくなっている。 【現状】 ５か所の事業所が同行援護の指定を受けているが、３か所は稼働しておらず、残りの２か所は空きがないと聞いた。何人のガイドヘルパーが登録されているかまでは確認していない。 利用できなくなったケースは、代替サービスとして買い物代行を導入している。しかし、自分で買物に行きたい希望はかなえられていない。代替の買い物代行支援が入れず、食べ物がなくなって困るケースもあるようである。 事業所側もヘルパーがいなくて困っていると聞いた。
改善の方針	・地域生活支援部会の課題と思われる為、運営会議にて取扱いを確認していく。
具体的な取組内容	【取組内容】 【理由】
期待される	【効果】

（※１）同行援護

同行援護は、視覚障害により外出や移動に著しい困難がある人が、安心して地域で暮らし、社会参加できるようにするための障害福祉サービス。単なる付き添いではなく、移動中・外出先で必要となる視覚的情報の提供・安全な移動の援護・必要に応じた代読・代筆などを含む。

（※２）ガイドヘルパー

ガイドヘルパー(移動介護従事者)とは、一人で外出するのが困難な視覚障がいを持つ方、全身性障がいを持つ方、知的・精神障がいを持つ方などの外出同行や移動を支援する方のこと。